

2022 年 10 月 31 日

大学・学校の統廃合と M&A の法務 —リスキングの時代を見据えて—

弁護士 松本 拓 / 弁護士 山田 智希

Contents

- I. はじめに
- II. 国立大学法人の統合
- III. 私立学校の統合・M&A
 - 1. 合併
 - 2. 事業の譲渡
 - 3. 学校法人でない主体による学校の支配権の取得
- IV. 結語

I. はじめに

2022 年 10 月 14 日、東京工業大学と東京医科歯科大学が、2024 年度の統合に向けた基本合意書を締結した¹。日本のトップレベルの大学によるこの統合は、計画の公表段階から社会的に大きな関心を集めてきたが、基本合意書の締結により統合の全体像について具体的な合意に至り、いよいよ統合の実現に向け本格的に準備が進められることとなる。

少子高齢化や日本の学術研究に係る国際的なプレゼンスの低下等、大学・学校を取り巻く環境が急激に変化する中、冒頭の両大学の統合をはじめ、いま学校の統廃合が日本各地で進んでいる。また、学校法人の経営難や後継者不足等を背景として学校法人の支配権を第三者に移譲する等、いわゆる「学校の M&A」も広く行われている。

一方、いま、働きながら新たなスキルを身につける「リスキング」や一時的に仕事を離れ自らの関心分野を学び直す「リカレント教育」等、従来の教育の枠組みを超えた幅広い「学び」の重要性が広く再認識され、学校の社会的意義もまた問い直されている。これからの時代の学校には、従前のように就労前の若者に対して学

¹ 2022 年 10 月 18 日時点において、以下 URL から基本合意書を閲覧することができる。
tokyotechpr20221014-integration3.pdf (titech.ac.jp)

びの場を提供するのみならず、社会の幅広い層に対して多様なニーズにあわせたコンテンツを提供することが、より一層求められることとなる。そうした背景から、学校ごとに持つそれぞれのノウハウや知見を融合し、また民間企業をはじめ多様なステークホルダーとも連携する有効な手段として、学校の統廃合・M&A が今後さらに広がっていく可能性がある。

こうした学校の統廃合・M&A には、いくつかの方法が考えられ、それぞれ法的な性質等も異なり、株式会社等の通常の事業会社の M&A とは異なる配慮が必要になる。そこで、本稿では、学校の統廃合・M&A の主要な類型の全体像を概観し、それぞれの法的な位置づけ・実務について整理する。

II. 国立大学法人の統合

冒頭で述べた東京工業大学と東京医科歯科大学の統合は、いわゆる国立大学法人どうしの統合である。

国立大学法人とは、国立大学法人法において国立大学の設置を目的として設立された法人であり、国立大学法人と当該法人が設置する国立大学は、いずれも国立大学法人法において法定されている。国立大学法人どうしの統合については、国立大学法人法自体には一般的な規定は置かれておらず、その附則において、特定の国立大学法人の解散及び別法人への権利義務の承継等が規定されており、これに従って統合が行われることとなる。たとえば、2020 年には、名古屋大学と岐阜大学について「東海国立大学機構」という一法人の下に両大学を設置するアンブレラ方式に改組されたことが大きな話題となったが、法的には、国立大学法人名古屋大学が国立大学法人東海国立大学機構に名称変更され、国立大学法人岐阜大学が解散しその権利義務を東海国立大学機構が承継するという形がとられた。

なお、大学の統合を促進するため、2019 年の国立大学法人法改正により一国立大学法人が複数の国立大学を設置するアンブレラ方式が可能となり、各大学のカラーを維持しつつ統合によるメリットを享受する方法として、上記の名古屋大学と岐阜大学の改組をはじめ、既に複数の例が存在している²。一方、冒頭の東京工業大学と東京医科歯科大学の統合は、「より大きなシナジー効果」が得られ「一から新大学を構築し大きな改革が可能」であるとして、大学をも統合する一法人一大学方式を選択することが合意されており、統合が目指す絵姿の違いによってアンブレラ方式を選択するか否かが従来の例と分かれた点が興味深い³。

III. 私立学校の統合・M&A

私立大学等の私立学校の統合・M&A については、いくつかの方法があり得る。

1. 合併

学校法人どうしでの統合の方法としては、私立学校法上規定された「合併」による統合がまず挙げられる。会社による合併と同様、吸収合併と新設合併いずれも可能とされており⁴、包括的な権利義務の承継が生じる点や事前に債権者保護手続が必要とされる点等は会社法上の合併と同様であるが、所轄庁の認可や所要

2 国立大学法人奈良国立大学機構が奈良女子大学及び奈良教育大学を設置している例や、国立大学法人北海道国立大学機構が小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置している例が存在する。

3 なお、公立大学法人については、地方独立行政法人法に規定される合併手続によることとなり、2019 年に公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学による新設合併によって公立大学法人大阪が発足した例がある。また、国立公立の大学以外の学校については、国立大学の附属学校の場合は国立大学法人法施行規則、公立学校の場合は設置者である各自治体の条例でそれぞれ規定されている。

4 松坂浩史著『逐条解説私立学校法』（三訂版・学校経営研究会・2020 年）529 頁

の登記が効力の発生要件とされている点(同法 52 条 2 項、同法 57 条)等、会社法上の合併と異なる点もある。また、こうした学校法人の合併が行われる場合に、それぞれの学校法人が設置していた学校についても統合する際には、学校法人レベルでの手続に加え、学校レベルでの統合に必要な手続(学校の廃止・新設、これらに伴う学校法人の寄附行為(会社における定款に相当するもの)の変更等)が別途必要となる。

2. 事業の譲渡

また、学校法人間で事業の譲渡を行うことで、ある学校法人が設置する学校に係る資産や人員等を別の学校法人に承継させることも考えられる。特に、複数の学校を設置する学校法人が一部の学校についてのみ切り出して別の学校法人に承継させたい場合には、このスキームを用いることが考えられる。私立学校法には事業の譲渡に関する規定が存在せず、譲渡側及び譲受側双方において、事業の譲渡に伴う設置学校の変更等に関する寄附行為の変更について、所轄庁の認可や機関決定等の手続、また権利義務関係の承継に係る関係者からの同意の取得等が必要となる。また、承継される学校についても、学校設置者の変更に関する認可手続があわせて必要となる。

3. 学校法人でない主体による学校の支配権の取得

学校法人ではない主体が学校の支配権を得る方法は、会社による M&A とは大きく異なる。

たとえば株式会社であれば、その株式の一定数を取得し株主総会での決定に影響力を及ぼすことで会社の支配権を取得することができるが、学校法人は私立学校法制定前に学校の設置主体とされていた民法上の財団法人をベースにその不備を補い学校の経営主体としてふさわしい公的性格を与えることを目的として設計されており⁵、会社のように金銭等の出資による社員(株主)による持分(株式)の取得という概念がそもそも存在しない。学校法人の支配権を有するのは、理事によって構成される理事会という機関であり、第三者が学校法人の支配権を得る方法としては、学校法人とあらかじめ合意のうえ、現行の理事に対して退職金を支払う等して退任して頂き、当該第三者の関係者を新たな理事に就任させ理事会の意思決定をコントロールすることが考えられる。しかし、理事会については法令上その構成について一定のルールがあり、特定の属性の者のみによって理事会を構成することができないよう規律されている点や、第三者に対する剰余金の分配が制度上できない点、残余財産の分配先も限定されている点に留意が必要である。

IV. 結語

このように、大学・学校の統廃合・M&A は、会社法に従った M&A とはその制度や手続等が大きく異なり、法人格やスキーム等に応じて個別具体的に確認・検討が必要である。今後、学校の統廃合・M&A のニーズがさらに増大するにつれ、現在は法定されていない新たな統合の在り方(たとえば国立大学と私立大学による統合等)についても議論が進展する可能性があり、そうした動きにも注目していきたい。

以上

⁵ 前掲松坂 128 頁。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 山田 智希 (tomokitdy.yamada@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com